

引取業者の手引き

1 引取業者の役割

役割 1 装備・預託確認の実施

使用済自動車を引き取る際は、フロン類（エアコン）、エアバッグ類の装備の有無を確認（装備確認）の上、リサイクル料金が預託されているかの確認（預託確認）を行う必要があります。

役割 2 使用済自動車の引取りと引取報告の実施

- ・ 使用済自動車の引取りを求められたときは、引取業務の実績の有無にかかわらず、天災等により事業所に使用済自動車を保管できないなどの正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務があります（引取拒否や他の引取業者への紹介・斡旋等の行為は、引取義務違反に該当します）。
- ・ 使用済自動車を引き取った時は、電子マニフェスト制度により速やかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

役割 3 引取証明書の交付

使用済自動車を引き取った時は、最終所有者に対し、引取証明書を交付する必要があります。

役割 4 使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施

- ・ 都道府県知事又は保健所設置市の長（以下、都道府県知事等）の登録・許可を受けたフロン類回収業者又は解体業者（フロン類がない場合）に使用済自動車を引き渡す必要があります。
- ・ 使用済自動車を引き渡した時は、電子マニフェスト制度により速やかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

役割 5 使用済自動車が確実に解体された事実を確認し、最終所有者へ通知

使用済自動車が確実に解体され永久抹消登録等・自動車重量税還付申請手続きが可能になった時点で、最終所有者にその旨の連絡を行う必要があります。

※ 引取業者の登録では、部品取りを行うことはできません。部品取りを行うためには、別途解体業の許可を取得する必要があります。

2 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

- ・ 引取業者は、電子マニフェスト制度による移動報告の実施やリサイクル料金の収納実務のために、都道府県知事等への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。

- ・ 引取時のリサイクル料金の収納に関しては、資金管理法人から手数料が支払われますので、自動車リサイクルシステムへの登録時にあわせて約款によりその旨の契約を締結していただくことになります。
- ・ 自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、電子マニフェスト制度による移動報告やリサイクル料金の収納の際に必要な事業所コードと初期パスワードが送付され、自動車リサイクルシステムを利用しての実務が可能になります。

～自動車リサイクルシステム登録の受付窓口～

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター

〒105-8691 東京都芝郵便局 私書箱第8号 TEL 050-3786-8822

3 標識の掲示

事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要があります。

標識は、タテ・ヨコ各20cm以上の大きさで、引取業者であること、氏名又は名称、登録番号を記載したものである必要があります。

4 登録の更新

5年ごとの更新です。

5 登録の取消し

都道府県知事等は、引取業者が、次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 不正の手段により、引取業者の登録を受けたとき。
- (2) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が登録基準に適合しなくなったとき。
- (3) 登録の拒否要件（法第45条第1項各号）に該当することとなったとき。
- (4) この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

6 各種届出について

(1) 変更の届出

登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事等に届け出なければなりません。

変更届書には、当該引取業者が法第45条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面（引様式第1）及び次に掲げる書類を添付してください。

変更事項	添付書類	
氏名又は名称及び住所	個人	住民票の写し（本籍地（外国人である場合は、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載があるもの。以下同じ。）
	法人	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名	登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)	
未成年者の法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員 の氏名）	法定代理人の住民票の写し （法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書。）	
事業所の名称及び所在地	事業所を追加した場合は、その事業所の使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	

（２）廃業等の届出

次のいずれかに該当することになった場合には、その日から 30 日以内に廃止届出書（引様式第 9）を提出しなければなりません。

廃止届出書には、登録通知書を添付してください。

廃業等の区分	廃業等の届出を行う者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であったもの
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	その清算人
登録に係る引取業を廃止した場合	引取業者であった個人又は引取業者であった法人を代表する役員

(3) 各種届出の提出先

八戸市内に事業所がある場合は八戸市環境保全課へ提出してください。

八戸市 市民環境部 環境保全課 廃棄物対策グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 市庁別館6階 TEL 0178-51-6195 FAX 0178-47-0722

※新規登録・登録更新の受付は予約制とし、あらかじめ電話等による予約での対応とします。

※更新申請の場合は、登録期間満了年月日の2か月前から申請することができます。

(4) 各種届出の提出部数

八戸市に1部提出し、申請者控え（1部）を作成してください。